

# 大阪 PCB 廃棄物処理事業だより (No.65)

## ◎PCB 廃棄物の処理状況について

操業開始（平成18年10月）から令和3年3月31日までの処理実績は下表のとおりです。

対象物	処理実績（※登録台数比率）	
	近畿2府4県【総数】	大阪市【内数】
トランス類	2,729台（99.5%）	1,256台（99.2%）
コンデンサ類	85,850台（97.1%）	16,382台（94.9%）
PCB油類	2,296本（89.3%）	782本（94.8%）

※登録台数は令和3年3月31日現在の数値。

## ◎周辺環境モニタリング調査及び排出源モニタリング調査の結果について

当事業所では、毎年4回（春、夏、秋、冬）事業所敷地内と周辺（南側）の2箇所で開催環境モニタリング調査（大気中の PCB、ダイオキシン類の濃度測定）を行っています。令和2年度の測定結果はいずれも環境基準値等を下回っていました。

項目(単位)	PCB ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		ダイオキシン類 ( $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )	
	敷地内	周辺	敷地内	周辺
環境基準値等	0.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	
場所	敷地内	周辺	敷地内	周辺
春	0.00058	0.00047	0.018	0.020
夏	0.00061	0.00052	0.013	0.014
秋	0.00039	0.00030	0.016	0.019
冬	0.00017	0.00021	0.023	0.022



事業所敷地内での測定の様子  
(風向・風速計とエアサンプラー)

また、令和2年5月～7月及び11月に実施した排出源モニタリング調査（施設からの排気、排水中の PCB、ダイオキシン類等の濃度測定）においても、全ての測定点で自主管理目標値を下回っていました。

なお、これらの測定値は全て外部の計量証明事業所による分析結果です。

## ◎PCB 廃棄物処理事業検討委員会大阪事業部会の開催について

令和3年2月22日、第36回 PCB 廃棄物処理事業検討委員会大阪事業部会（JESCO主催、主査：酒井伸一京都大学環境科学センター長）を、新型コロナウイルス感染症対策として、テレビ会議も併用して開催しました。

当事業所からは、大阪 PCB 廃棄物処理事業の「操業状況」、「長期保全の取り組み」や「内部技術評価(安全操業に係る操業管理、設備管理、環境管理などの評価)結果」等についてご報告しました。

今後も、引き続き本事業部会での有識者のご意見等を踏まえ、安全・確実な処理を進めてまいります。



## ◎大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会の開催について

令和3年2月25日、大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会（主催：近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会〈構成：近畿2府4県18政令市〉）が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策として“3密”を避けるため、一部テレビ会議形式を採用するとともに、関係府県市に対し、事前の資料送付や意見のとりまとめを行うことにより、会議の出席人数を減らして開催されました。

委員から、関係府県市等が実施している掘り起こしによって、新たに登録数が増えているなか、今後の増加の状況についてのご質問があり、トランス類についてはほとんど増えることはなく、コンデンサ類は毎月一定数が増加しているが、掘り起こしは最終盤に来ていることから、今後は、大きく増加することはないと見込まれていることをご説明しました。

大阪市からは、令和2年7月及び12月に同市が実施した大気環境のモニタリング調査結果に関し、PCB（環境基準値等： $0.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）、ダイオキシン類（環境基準値： $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）、ベンゼン（環境基準値： $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ）及びその他の物質に係る測定結果に問題はなかったとのご報告をいただきました。

また、環境省からは、PCB 廃棄物の早期処理に向けた取り組みについてご報告がありました。



## ◎高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けての取り組みについて

PCB 特別措置法（PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）に基づく PCB 廃棄物処理基本計画において、トランス類、コンデンサ類等高濃度 PCB 廃棄物の処理については、JESCO の大阪事業エリア（近畿2府4県域）では、「計画的処理完了期限」（保管事業者が JESCO に対し処理委託を行う期限）を令和3年度末、また、「事業終了準備期間」（処理が容易でない機器の存在や事業終了のための準備等を勘案した期間）を令和6年度末としています。

さらに、「計画的処理完了期限」内の処理を確実にするため、同法において、高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者が JESCO に処理を委託する期限である「処分期間」を、大阪事業エリアでは令和2年度末（「計画的処理完了期限」の1年前）までと定めており、高濃度 PCB 廃棄物の処理完了に向けたステップとなる「処分期間」が本年3月末に終わりを迎えました。

操業開始から本年3月31日現在までの処理の状況は、本紙表面「PCB 廃棄物の処理状況について」に示す表のとおりですが、まだ、JESCO との処分委託契約を締結していない保管事業者もおられます。

PCB 特別措置法では、これらの処分委託契約を締結していない保管事業者に対して、所管府県市は、改善命令の発出（命令違反には罰則規定）や、命令に従わない保管事業者に対しては、保管事業者に代わって JESCO に処理委託を行うこと（行政代執行）が規定されており、令和3年度末となっている大阪事業エリアの「計画的処理完了期限」までに、法的強制力のある取り組みが行われることとなります。

今後とも、国、府県市、JESCO 等の関係機関が一体となって、大阪事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、さらに取り組みを進めてまいります。

### ☆大阪 PCB 廃棄物処理施設見学方法☆

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見学の受入れを見合わせている可能性があるため、当社のホームページでご確認下さい。また、予約見学時は総務課へご連絡下さい。

【問い合わせ】 TEL：06-6468-0575  
ホームページ：<https://www.jesconet.co.jp>



【発行】 中間貯蔵・環境安全事業（株） 大阪 PCB 処理事業所  
総務課／安全対策課／運転管理課 06-6468-0575  
営業課（弁天事務所） 06-6575-5575